

(参考)博物館登録申請書に添付すべき書類一覧

- 1 館則（目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたもの）の写し
- 2 設置法人の適格性に係るもの
 - (1)博物館の設置者が地方公共団体である場合は、当該博物館の設置条例の写し
 - (2)博物館の設置者が地方独立行政法人である場合は、当該法人の登記事項証明書
 - (3)博物館の設置者が前2号に規定する法人以外の法人（国及び独立行政法人を除く。）である場合は、次に掲げる書類
 - ア 当該法人の登記事項証明書
 - イ 博物館の運営を安定的かつ継続的に実施するための経済的基礎を有することを証する収支計画書等
 - ウ 博物館の設置者である法人が、民事再生法に基づく民事再生手続又は会社更生法に基づく会社更生手続を受けたものでないことを誓約する書類
 - エ 博物館の運営を担当する役員の経歴、職歴など、役員の知識や経験を示す書類
 - オ 法人又はその役員等が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないことを誓約する書類
- 3 博物館の体制に関する審査基準への適合性に係るもの
 - (1)博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。以下同じ。）並びに 博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を示す書類並びに 当該方針の公表方法を示す書類
 - (2)博物館資料の収集及び管理の方針を示す書類
 - (3)所蔵する博物館資料の目録
 - (4)博物館資料の展示、調査研究及び学習機会の提供等の事業計画又は実績を示す書類
 - (5)職員に対する研修計画又は実績を示す書類
- 4 博物館の職員に関する審査基準への適合性に係るもの
 - (1)館長及び学芸員の氏名、職務内容及び経歴を記載した書類
 - (2)館長及び学芸員以外の職員の名簿及び職務の分担を記載した書類

5 博物館の施設及び設備に関する審査基準への適合性に係るもの

- (1) 博物館の事業に用いる建物及び土地の図面
- (2) 博物館の事業に用いる建物及び土地の保有形態を証する書類
- (3) 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していることを示す書類
- (4) 博物館の規模等に応じ、利用者の安全及び利便性の確保に配慮した施設及び設備を有している若しくは対応がなされていることを示す書類
- (5) 身体的又は言語的な理由等によって博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていることを示す書類

6 その他

その他教育長が必要と認める書